## 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱い

令和3年 4月 1日 版

福祉用具貸与は、その特性と利用者の心身の状況を踏まえた必要性の十分な検討を経ることなく選定された場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがありますので、居宅サービス計画作成後、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与をうける必要性について検証するようにしてください。

## 茂原市 高齢者支援課

令和3年4月現在での取扱いであり今後変更もありえます。

### 目 次

- 1 ・・・ 軽度者に対する福祉用具貸与 フロー図
- 2-1 ・・・ 要介護認定データ (認定調査票) に基づいて例外給付の対象を 判断する場合
- 2-2 ・・・ 介護認定調査票
- 3-1 ・・・ 要介護認定データ (認定調査票) に基づく判断方法では例外給 付の対象と判断されないものの、医師の医学的な所見によって 福祉用具貸与が必要とされた場合
- 3-2 ・・・ 医師の医学的な所見によって福祉用具貸与が必要となる主な事 例内容 (概略)
- 3-3 ・・・ 軽度者に係る福祉用具貸与費算定の判断理由書

○ 要支援①②、要介護①の者

その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「特殊寝台」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊 感知機器」「移動用リフト」は、原則として算定できません。

○ 要支援者、要介護①~③の者

その状態像から見て使用が想定しにくい「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)」は、 原則として算定できません。

# 

認定調査票の基本調査の直近の結果を確認する

認定調査票の基本調査の結果を用いてその要否を判断 します。基本調査の結果が該当すれば算定可能です。

<2-1 ページ・2-2 ページ参照>



認定調査票の基本調査の結果のうち

アの (二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」(車いす)

オの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」(移動用リフト)

については、

主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによって、指定介護予防支援事業者又は指定居宅介護支援事業者が福祉用具貸与の必要性を判断することができます。

判断した根拠書類は事業所で保管し、茂原市から提出依頼があったときに提出してください。

※ 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のもの)についても同様

上記の一定の条件に該当しなかった



#### 医師の医学的な所見がある場合

- i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に福祉用具が必要な状態になる者(例:パーキンソン病の治療薬によるON・OFF 現象)
- ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに福祉用具が必要な状態に至ることが確実に見込まれる者(例:がん末期の急速な状態悪化)
- iii)疾病その他の原因により、身体への重大な 危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断か ら福祉用具が必要な状態と判断できる者(例: ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による 心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

<3-1ページ・3-2ページ参照>

保険給付の対象外となります。

利用者の希望を踏まえつつ、幅広い観点から代替的 な措置について助言するよう努めてください。

利用者が自ら費用を支払うことにより福祉用具の貸 与を受ける場合や購入する場合は、不当な価格によ り購入や貸与を受けることのないよう配慮するよう にしてください。

医師の医学的な所見で判断され、かつ、サービス担当者会 議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸 与が特に必要と判断される場合は、市町村が書面で確認す ることによりその要否を判断することになります。

原則として貸与開始前に判断理由書を提出してください。 <3·3 ページ参照>

医師の医学的な所見は、主治医意見書のほか、診断書、担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見でも差し支えありません。

茂原市に判断理由書の提出をすると、市で適正な貸与であるか確認後、確認書が送付されます。

要介護認定データ(認定調査票)に基づいて例外給付の対象を判断する場合

対象外種目		厚生労働	大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基
		※軽度者で	あっても給付の対象となる状態像	本調査の結果
ア	車いす及び	次のいず	れかの該当するもの	
	車いす付属品	()	日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7
				「3. できない」
		( <u></u> )	日常生活範囲における移動の支援	なし
		;	が特に必要と認められる者	
イ	特殊寝台及び	次のいず	れかに該当するもの	
	特殊寝台付属品	(→)	日常的に起きあがりが困難な者	基本調査 1-4
				「3. できない」
		( <u></u> )	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3
				「3. できない」
ウ	床ずれ防止用具	日常的に	夏返りが困難な者	基本調査 1-3
	及び体位変換器			「3. できない」
エ	認知症老人徘徊	次のいず	れにも該当するもの	
	感知機器	( <del>-</del> )	意思の伝達、介護者への反応、記	基本調査 3-1
		1	意・理解のいずれかに支障がある者	「1. 調査対象者が意思を他者に伝達でき
				る」以外
				又は
				基本調査 3-2~基本調査 3-7 のいずれか
				「2. できない」
				又は
				基本調査 3-8~基本調査 4-15 のいずれ
				カ
				「1. ない」以外
				その他、主治医意見書において、認知症の
				症状がある旨が記載されている場合も含
				む。
				基本調査 2-2
		( <u></u> ) =	<b>移動において全介助を必要としな</b>	「4. 全介助」以外
		1	い者	
オ	移動用リフト	次のいず	れかに該当するもの	
	(つり具の部分を	()	日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8
	除く。)	( <u></u> ) =	<b>移乗が一部介助又は全介助を必要</b>	「3. できない」
			とする者	基本調査 2-1
		(三)	生活環境において段差の解消が必	「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		1	要と認められる者	なし
力	自動排泄処理装置	次のいず	れにも該当するもの	
		(-)	非便において全介助を必要とする	基本調査 2-6
		å	者	「4. 全介助」
		( <u></u> ) =	<b>多乗において全介助を必要とする</b>	基本調査 2-1
		j	者	「4. 全介助」

概況調査。  本語が定態音楽・バル語・マント	ALERKER THAN TXF 11234567890 58 60 5 1
保険者 番号	記定   平   申請   取下   被保険者   医分
調査 氏名 対象者 月日 明治 大正 昭和	年齢  大  佐財 男 女 芸キー用 編制項目
Contract 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再顕変を行って下さい。
	護支援 事業者
調査 実施者 実施者 成 ア に 成 ア に の は に の は の は の り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	用改具
現在受験できます。	記入して下さい。 現在のサービス 予防給付 介護給付 なし
	) (複数回答可) ( 夜間訪問 ・ 地域特定施設 ・ 地域介護福祉 は介護給付のみの項目です。)
訪問介護 訪問入浴 訪問看護 訪問リハビリ 居宅療養 通所介護 通所介護 (ディサービス) げ	リハビリ イケア) 短期生活介護 短期麻養介護 特定施設入課 福祉用具賞与 福祉用具販売 後間対応型 動間介護
思知症対応型 小規模多数担型 認知症対応型 地域 特定 地域 介度 選 所 介度 芸 所 介度 共同生活介度 施設入配者 福祉入所者	受けているサービスを記入した場合は、受けている
住宅改修	(利用函数と品目数の合計) サービスの合計
施設利用の場合該当するものに記入 ②老人福祉施設 ②老人保健施設 ②療養型医	療施設 □認知症対応型 □特定施設入居 □医療機関 □医療機関 □その他 □共同生活介護 □者生活介護 □(療養)
□ 市町村特別給付[ ]	□ 予防給付・介護給付以外の在宅サービス[ ]
施設(病院)連絡先 〒 一 施設(病院)名称 施設(病院)住所	•
BERKINGS/LEFF	
特記事項 [網査対象者の主訴、家族状況、調査対象者の居住環境(外出が困難になるなど)	電話 ( ) 一
SAID AND CHARLES AND ALTER MINISTER MINISTER AND TANK THE PROPERTY AND THE	HUTTING COMMANDER HERE HERE SEEM STREET
·	
	調査実施場所:自宅・自宅外( )
基本調査 麻痺・可動域制限は「有」の場合は合計欄にチェ	ェックした数を記入。「無」の場合は「0」を記入。
第 1 展演等 (接数回答可) 芝上版 右上版 左下版 布下版 七の他 合計	第 1. 意思の伝達 できる できる 不可 できない
群 2. 拘縮の有無 (複数回答可) 夏 泉 康 その他 合計	3 群 2.毎日の日課を理解 できる できない 6.今の季節を理解 できる できない
	認 3. 生年月日をいう できる できない 7. 場所の理解 できる できない
3. 模萃り	知機 機 4. 短期記憶 できる できは 8. 徘徊 ない 馬458 ある
	能 5. 自分の名前をいう できる できない 9. 外出して 友い 買obo ある
20	第 1. 被害的 ない 時やある ある 9. 一人で出たがる ない 時やある ある
作 7. 歩行 できる つかまれ できない	
	群 2.作器 ない 間ゃある ある 10.収集癖 ない 最々ある ある
8. 立ち上がり できる ごがまれ できない	精 3. 感情が不安定 ない 約488 ある 11. 物や衣類を ない 男488 ある
8. 立ち上がり	精 神 # 3. 感情が不安定 ない 即486 ある 11. 物や衣類を ない 取486 ある   4. 最夜逆転 ない 取486 ある 12. ひどい物忘れ ない 取486 ある
8. 立ち上がり     できる     ごかまれ     できない       9. 片足での立位     できる     変えが     できない       10. 決身     介助されて     一部介助     全介助     行っていない	## 3. 感情が不安定 ない 即456 ある 11. 物や衣類を ない 即456 ある 12. ひどい物忘れ ない 即456 ある 15. ひどい物忘れ ない 即456 ある 15. ひどい物忘れ ない 即456 ある 15. 微り音・ない 即456 ある 20. 即456 20. 如 20. 即456 20. 即456 20. 和 20. 即456 20. 和 20. 即456 20. 和 20.
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 次以 即464 ある 11. 物や衣類を ない 即464 ある 14. 物や衣類を ない 即464 ある 15. かどい物忘れ ない 即466 ある 15. ひどい物忘れ ない 即466 ある 15. ひじまかっ ない 即466 ある 15. ひりまい ない 即466 ある 14. 自分勝手に ない 即466 ある 14. 自分勝手に ない 即466 ある
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 ない 即456 ある 11. 物や衣類を ない 即456 ある 12. ひどい物忘れ ない 即456 ある 15. ひどい物忘れ ない 即456 ある 15. ひどい物忘れ ない 即456 ある 15. 微り音・ない 即456 ある 20. 即456 20. 如 20. 即456 20. 即456 20. 和 20. 即456 20. 和 20. 即456 20. 和 20.
8. 立ち上がり	# 3. 感情が不安定 左い 图466 ある 11. 物や衣類を 左い 图466 ある 14. 物や衣類を 左い 图466 ある 12. ひどい物忘れ ない 图466 ある 15. のどい物忘れ ない 图466 ある 15. のじ転をする ない 图466 ある 15. 独り書。 ない 图466 ある 15. 独り書。 ない 图466 ある 15. 証が 2. 大声を出す ない 图466 ある 15. 証が 2. 大声を出す ない 图466 ある 15. 証が 2. 大声を記す 2. 大声を記する 2. 大声を
8. 立ち上がり     できる     ごかまれ     できない       9. 片足での立位     できる     変えが     できない       10. 決身     小か助されて     一部介助     全介助       11. つめ切り     小かしない     一部介助     全介助       12. 視力     背透     見える     見える     見えず     判断不能       13. 聴力     普通     加える     上記さん     利断不能       第     1. 移業     介助されて     見守り等     一部介助     全介助	## 3. 感情が不安定 ない 即486 ある 11. 物や衣類を ない 即486 ある 4. 昼夜光程 ない 即486 ある 12. ひどい物忘れ ない 即486 ある 18. 独りまい ない 即486 ある 18. 独りまい ない 日486 ある 18. 独りまい ない 日486 ある 14. 自分勝手に ない 日486 ある 7. 介護に抵抗 ない 日486 ある 15. 點が ない 日486 ある 8. 落ち着きなし ない 即486 ある 15. 點が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 7. 介護に抵抗 ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 8. 落ち着きなし ない 日486 ある 4. 集団への ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 5. 集団への ない 日486 ある 7. 発力 ない 日486 ある 7. 発力 ない 日486 ある 5. またましたの 日486 ある 5. またましたの 日486 ある 5. またましたの 日486 またまた またましたの 日486 またましたの 日486 またましたの 日486 またまた またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまたまた またまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま
8. 立ち上がり         できる         ごかまれ         できない           9. 片足での立位         できる         変えが         できない           10. 洗身         小販されて         一部介助         全介助           11. つめ切り         小販されて         一部介助         全介助           12. 視力         管通         見える         見える         単ととと         判断不能           13. 魅力         管通         単こえる         関こえず         判断不能           1. 移業         介助されて         見守り等         一部介助         全介助           2 移動         介助されて         見守り等         一部介助         全介助	## 3. 感情が不安定 ない 即486 ある 11. 物や衣類を ない 即486 ある 4. 昼夜光程 ない 即486 ある 12. ひどい物忘れ ない 即486 ある 18. 独りまい ない 即486 ある 18. 独りまい ない 日486 ある 18. 独りまい ない 日486 ある 14. 自分勝手に ない 日486 ある 7. 介護に抵抗 ない 日486 ある 15. 點が ない 日486 ある 8. 落ち着きなし ない 即486 ある 15. 點が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 7. 介護に抵抗 ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 8. 落ち着きなし ない 日486 ある 4. 集団への ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 5. 集団への ない 日486 ある 7. 発力 ない 日486 ある 7. 発力 ない 日486 ある 5. またましたの 日486 ある 5. またましたの 日486 ある 5. またましたの 日486 またまた またましたの 日486 またましたの 日486 またましたの 日486 またまた またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまたまた またまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま
8. 立ち上がり         できる         ごかまれ         できない           9. 片足での立位         できる         変えが         できない           10. 洗身         小販されて         一部介助         全介助           11. つめ切り         小販されて         一部介助         全介助           12. 視力         管通         見える         見える         単ととと         判断不能           13. 魅力         管通         単こえる         関こえず         判断不能           1. 移業         介助されて         見守り等         一部介助         全介助           2 移動         介助されて         見守り等         一部介助         全介助	## 3. 感情が不安定 ない 即486 ある 11. 物や衣類を ない 即486 ある 4. 昼夜光程 ない 即486 ある 12. ひどい物忘れ ない 即486 ある 18. 独りまい ない 即486 ある 18. 独りまい ない 日486 ある 18. 独りまい ない 日486 ある 14. 自分勝手に ない 日486 ある 7. 介護に抵抗 ない 日486 ある 15. 點が ない 日486 ある 8. 落ち着きなし ない 即486 ある 15. 點が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 7. 介護に抵抗 ない 日486 ある 15. 悪が ない 日486 ある 8. 落ち着きなし ない 日486 ある 4. 集団への ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 7. 通路の ない 日486 ある 5. 集団への ない 日486 ある 7. 発力 ない 日486 ある 7. 発力 ない 日486 ある 5. またましたの 日486 ある 5. またましたの 日486 ある 5. またましたの 日486 またまた またましたの 日486 またましたの 日486 またましたの 日486 またまた またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまた 日486 またまたまた またまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたま
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 用464 ある 11. 物や衣類を 左い 用464 ある 14. 無改差額 左い 用464 ある 12. ひどい物忘れ ない 用464 ある 15. 両じ話をする 左い 用464 ある 13. 独りまい 左い 用464 ある 6. 大声を出す 左い 用466 ある 14. 自分料率に 左い 用466 ある 7. 介護に抵抗 左い 用466 ある 15. 証が 左い 用466 ある 2. 全核の管理 (禁煙) 「分別 全介別 4. 集団への 左い 周464 ある 5. 異い物 (禁煙) 月917 「毎分別 金介別 2. 全核の管理 (禁煙) 「一番が用 全介別 5. 買い物 (禁煙) 月917 「毎分別 全介別 る. 日常の できる。 18. 第四本の 2. 全核の管理 (禁煙) 「一番が用 全介別 5. 買い物 (禁煙) 月917 「毎分別 全介別 2. 全核の管理 (禁煙) 「一番が用 全介別 6. 簡単な (禁煙) 月917 「毎分用 全介別 意思決定 できる。 14. 第四本の (禁煙) 月917 「毎分用 全介別 原理 (禁煙) 月917 「毎分用 全介別 第三条次 (大利) (大利) (大利) (大利) (大利) (大利) (大利) (大利)
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 用464 ある 11. 物や衣類を 左い 用464 ある 14. 無改差額 左い 用464 ある 12. ひどい物忘れ ない 用464 ある 15. 両じ話をする 左い 用464 ある 13. 独りまい 左い 用464 ある 6. 大声を出す 左い 用466 ある 14. 自分料率に 左い 用466 ある 7. 介護に抵抗 左い 用466 ある 15. 証が 左い 用466 ある 2. 全核の管理 (禁煙) 「分別 全介別 4. 集団への 左い 周464 ある 5. 異い物 (禁煙) 月917 「毎分別 金介別 2. 全核の管理 (禁煙) 「一番が用 全介別 5. 買い物 (禁煙) 月917 「毎分別 全介別 る. 日常の できる。 18. 第四本の 2. 全核の管理 (禁煙) 「一番が用 全介別 5. 買い物 (禁煙) 月917 「毎分別 全介別 2. 全核の管理 (禁煙) 「一番が用 全介別 6. 簡単な (禁煙) 月917 「毎分用 全介別 意思決定 できる。 14. 第四本の (禁煙) 月917 「毎分用 全介別 原理 (禁煙) 月917 「毎分用 全介別 第三条次 (大利) (大利) (大利) (大利) (大利) (大利) (大利) (大利)
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 用466 ある 11. 物や衣類を 左い 用466 ある 15. 数です。 左い 用466 ある 12. ひどい物忘れ 左い 用466 ある 5. 同じ版をする 左い 用466 ある 12. ひどい物忘れ 左い 用466 ある 6. 大声を出す 左い 用466 ある 14. 自分子子 左い 用466 ある 7. 介護に抵抗 左い 用466 ある 15. 証が 左い 用466 ある 8. 落ち着きなし 左い 用466 ある 15. 証が 左い 用466 ある 第 1. 素の内段 空間が 一番介料 全介制 4. 集団への 左い 用466 ある 5. 真い物 空間が 日466 ある 5. 真い物 空間が 日476 5. 真い物 空間が 日476 5. 真い物 空間が 日476 全介制 5. 真い物 空間が 日476 全介制 1. 点滴の管理 空間が 全介制 5. 真い物 空間が 日477 日478 全介制 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 7. 気質の関の必要 ない ある 8. 見 1. 点滴の管理 ない ある 9. 見 1. 点滴の管理 ない ある 8. 見 1. し 1. 見 1. し 1. 見 1. し 1. し 1. し 1
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 用466 ある 11. 物や衣類を 左い 用466 ある 12. ひどい物忘れ 左い 用466 ある 14. 自分静すに 左い 用466 ある 15. 証が 左い 用466 ある 15. 正の内段 空間に 左い 日466 ある 15. 正の内段 空間に 上の内段 空間に 左い 日466 ある 15. 正の内段 空間に 上の内段 全介均 2. 全体の管理 空間に 上のり 日46日 全介均 2. 全外対 2. 全体の管理 左い ある 7. 気管の関の处策 左い ある 1. 点滴の管理 左い ある 8. 疼痛の看護 左い るる 16. と
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 图486 ある 11. 物や衣類を 左い 图486 ある 12. ひどい物忘れ 左い 图486 ある 12. ひじのがずで 左い 图486 ある 15. 駆け変化 左い 图486 ある 15. 駆け変化 左い 图486 ある 15. 悪とまらない 左い 图486 ある 15. 悪とまらない 左い 图486 ある 15. 悪とまらない 左い 图486 ある 15. 悪の内設 管理器 「一部計 全介前 5. 買い物 管理器 原刊用 一部企動 全介前 5. 買い物 管理器 原刊用 一部企動 全介前 5. 買い物 管理器 原刊用 一部企動 全介前 第里決定 できる。 極期限 定むい ある 7. 気質切割の処策 左い ある 1. 点 演の管理 左い ある 8. 疼 痛の看護 左い ある 8. 疼 痛の看護 左い ある 3. 透 折 ない ある 9. 経 管 栄 美 ない ある 3. 3. 3. 3. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5.
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い   日466   あら   11. 物や衣類を   左い   日466   あら   12. ひどい物忘れ   左い   日466   あら   12. ひどい物忘れ   左い   日466   あら   13. 独りまい   左い   日466   あら   13. 独りまい   左い   日466   あら   14. 独りまい   左い   日466   あら   15. 証が   左い   日466   あら   15. 証が   左い   日466   あら   あら   15. 証が   左い   日466   あら   15. 正が   左い   日466   あら   16. 正が   左い   日466   あら   日476   日47
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 用464 ある 11. 物や衣類を 左い 用464 ある 15. 高い 月464 ある 12. ひどい物忘れ ない 用464 ある 15. 高い 月464 ある 15. 高い 月464 ある 16. 独りまい 左い 用464 ある 16. 独りまい 左い 用464 ある 16. 一分別に 日464 ある 16. 三十分に 日464 まままままままままままままままままままままままままままままままままま
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 用464 ある 11. 物や衣類を 左い 用464 ある 15. 微す 左い 用464 ある 12. ひどい物忘れ ない 用464 ある 5. 同じ懸をする 左い 用464 ある 12. ひどい物忘れ ない 用464 ある 5. 同じ懸をする 左い 用465 ある 14. 自分静すに 左い 用464 ある 15. 証が 元 左い 用464 ある 15. 証が 元 左い 用464 ある 15. 証が 左い 用464 ある 15. 証が 左い 用464 ある 15. 証が 左い 用464 ある 2. をとまらない 左い 用464 ある 3. 居も着をなし 左い 用464 ある 4. 集団への 左い 用464 ある 5. 買い物 歴史 月91月 -50世 全介幼 2. 金銭の管理 歴史 1. 高の管理 左い ある 5. 買い物 歴史 月91月 -50世 全介幼 2. 中心静脈栄養 ない ある 7. 気質物質の発度 ない ある 2. 中心静脈栄養 ない ある 8. 疼痛の看護 ない ある 2. 中心静脈栄養 ない ある 10. モニター測定 ない ある 5. 酸 素 療 法 ない ある 10. モニター測定 ない ある 5. 酸 素 療 法 ない ある 10. モニター測定 ない ある 6. レスピレーター ない ある 12. カテーテル ない ある 12. カテーテル ない ある 6. レスピレーター ない ある 12. カテーテル ない ある 13. 株式 14. トース・ロー・ス・ロー・ス・ロー・ス・ロー・ス・ロー・ス・ロー・ス・ロー・ス・ロ
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 用466 ある 11. 物や衣類を 左い 用466 ある 12. ひどい物忘れ 左い 用466 ある 12. ひどい物忘れ 左い 用466 ある 15. 両じ懸をする 左い 用466 ある 14. 自分静すに 左い 用466 ある 15. 証が 左い 用466 ある 26. 本 26. 日本 26. 日
8. 立ち上がり	## 3. 感情が不安定 左い 用466 ある 11. 物や衣類を 左い 用466 ある 15. 選す 左い 用466 ある 12. ひどい物忘れ 左い 用466 ある 12. ひどい物忘れ 左い 用466 ある 15. 微りまい 左い 用466 ある 16. 独りまい 左い 用466 ある 16. 独りまい 左い 用466 ある 16. 証が 左い 用466 ある 15. 証が 左い 用466 ある 3. 落ち着きなし 左い 用466 ある 4. 集団への 左い 用466 ある 第 1. 素の内段 空間が 合かす 4. 集団への 左い 用466 ある 第 1. 素の内段 空間が 合かす 5. 買い物 空間が 月977 手が倒 全介場 2. 全株の管理 空間の 全介場 2. 全株の管理 空間の 全介場 5. 買い物 空間の 用977 手が倒 全介場 2. 中心静脈栄養 ない ある 7. 気質の関の处策 ない ある 2. 中心静脈栄養 ない ある 8. 疼痛の看護 ない ある 5. 酸素 療法 ない ある 10. モニター測定 ない ある 5. 酸素 療法 ない ある 10. モニター測定 ない ある 6. レスピレーター ない ある 12. カテーテル ない ある

要介護認定データ(認定調査票)に基づく判断方法では例外給付の対象と判断されないものの、医師の 医学的な所見によって福祉用具貸与が必要とされた場合の取り扱いについて

軽度者に係る福祉用具貸与については、要介護認定データ(認定調査票)に基づく判断方法が原則となりますが、医師の医学的な所見によって例外的に福祉用具が必要な状態に該当する場合には次のように取り扱います。

#### 通知の抜粋

#### 【利用者等告示第31号 他】

i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第 31 号の イに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当するに至ること が確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 31 号の イに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

上記の i )からiii)のいずれかに該当する旨が、医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会 議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

#### 【老企 22 号 他】

福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、i) からii) までのいずれかに該当する旨について、主治 医意見書による方法のほか、医師の診断書又は、医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名 前を居宅サービス計画に記載しなければならない。

#### 取り扱い方法

- ② 福祉用具貸与の判断基準は、要介護認定データ(認定調査票等)に基づく判断方法を原則とします。
- ②医師の医学的な所見による貸与を利用する場合は、担当する居宅介護支援事業者は、<u>軽度者に係る福祉用具貸与費算定の判断理由書、居宅サービス計画(1)(2)、サービス担当者会議の記録、その他必要と認められる書類(福祉用具のパンフレット等)</u>を茂原市に提出します。提出書類には、貸与の必要性について具体的な理由を記載している必要があります。また、原則として、急を要する貸与以外は事前に市の確認を受けてください。
- ③茂原市は提出された書類から当該貸与が適正であるか確認し、確認した旨の文書を居宅介護支援事業者に送付します。
- ④福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況を踏まえた必要性の十分な検討を経ることなく選定された場合、利用者の自立支援が大きく阻害されるおそれがありますので、居宅サービス計画作成後、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与をうける必要性について検証するようにしてください。

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容 (概略)
状態の変化	特殊寝台	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症
(i) に該当	床ずれ防止用具・体位変換器	候の軽快・増悪を起こす現象(ON・OFF 現象)
	移動用リフト	が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用
		具が必要な状態となる。
	特殊寝台	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に
	床ずれ防止用具・体位変換器	強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用
	移動用リフト	具が必要な状態となる。
急性増悪	特殊寝台	末期がんで、認定調査時は何とか自立していて
(ii) に該当	床ずれ防止用具・体位変換器	も、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める
	移動用リフト	福祉用具が必要な状態となる。
医師禁忌	特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定
(ⅲ) に該当		の角度に状態を起こすことで、呼吸不全の危険性
		を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師
		からも指示されている。
	特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な
		動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を
		回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師か
		らも指示されている。
	特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の
		利用により、一定の角度に状態を起こすことで、
		誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊
		寝台の必要性を医師からも指示されている。
	床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスク
		が高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの
		危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の
		必要性を医師からも指示されている。
	移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち
		座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。
		移動用リフトの必要性を医師からも指示されて
		いる。

#### ※ 尿のみを自動的に吸引する機能のものは除く

- ○事例内容(例)で示した疾病名については、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したものにすぎず、例示されていない疾病名であっても、給付の対象となることがあります。
- ○また、逆に例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき 状態像に該当するとは限りません。

#### 軽度者に係る福祉用具貸与費算定の判断理由書

令和 年 月 日

茂 原 市 長 様

事 業 者 名

事 業 所 名

介護支援専門員 氏名

下記の被保険者について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」に規定する、軽度者に係る福祉用具貸与費の算定の判断理由は、別添の居宅サービス計画書(第1表、第2表)、サービス担当者会議の記録、その他の書類のとおりですので確認してください。

記

1.	被保険者氏名	被保険者番号
	被保険者住所	
2.	貸与種目	商品名
	貸与開始年月日(予定)	

3. 医師の医学的な所見(該当に○)

	i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯に
	よって頻繁に利用者等告示第 31 号のイに該当する者
	ii)疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等
	告示第 31 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
	iii)疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避
	等医学的な判断から利用者等告示第 31 号のイに該当すると判断できる者

※貸与する福祉用具のパンフレット等(写しでも可)を添付してください。